

入札説明書

件名：2017年度第2四半期東京国際センター
灯油調達に係る単価契約

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 契約書(案)
- 別添 様式集

2017年5月

独立行政法人国際協力機構

東京国際センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2017年5月29日(月)

2. 契約担当役

東京国際センター 契約担当役 所長 木野本 浩之

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2017年度第2四半期東京国際センター灯油調達に係る単価契約
(一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2) 業務仕様：「第2仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：2017年7月1日～2017年9月30日

4. 担当部署等

郵便番号 151-0066
東京都渋谷区西原2丁目49番5号
独立行政法人国際協力機構東京国際センター
総務課 灯油調達担当
電話03-3485-7081 ファクシミリ03-3485-7072

5. 入札方法

- (1) 落札者の決定方法：下記6.の資格の確認を受け、入札書を持参した入札者であって、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 「第2仕様書」の2.に記載した予定数量に対する総価(円)(税抜)の比較をもって行います。

6. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級の競争参加資格を有し、営業品目として

「燃料類」を保持する者。（以下「全省庁統一資格者」という。）

ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができる。

- (3) 競争参加資格確認申請時に下見積書（原価計算書）を提出できる者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- オ. 応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。
- ク. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 6 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、下記ウの書類等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。
- ア 提出期間：2017年5月29日（月）から2017年6月9日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時15分を除く）
- イ 提出場所：上記4に同じ
- ウ 提出書類等：
- ① 競争参加資格確認申請書（様式1）
 - ② 下見積書
 - ③ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
 - ④ 返信用封筒（82円切手貼付、長形3号）
- エ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記アの期間内に必着するものに限る）
- (2) 全省庁統一資格保有者でない場合は、上記(1)の要領に従い、当方での資格審査に必要な書類を整えて提出してください。
提出が必要な書類は、以下のサイトに記載されています。
国際協力機構ホームページ⇒調達情報⇒競争参加資格審査
<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03>
- (3) 競争参加資格の確認の結果は2017年6月12日（月）付までの文書をもって郵送にて通知します。2017年6月13日（火）までに結果が通知されない場合は、上記4にお問い合わせください。
- (4) その他
- ア 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 申請書を提出する際には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金（82円）の切手を貼った長3号または同等の大きさの封筒を申請書と併せて提出してください。
- ウ 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ 一旦提出された申請書等は返却しません。また、提出期限以降の差し替え、再提出は認めません。
- オ 申請書に関する問い合わせ先は、上記4に同じです。

8. 下見積書

本競争の参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、下見積書を提出しなければなりません。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は任意です。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 金額の内訳書を添付してください。
- (5) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。
- (6) 入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額（消費税額等を除く）より下回る金額としてください。
- (7) 提出期間・提出場所・提出方法：上記 7 (1) ア、イ及びエを参照ください。

9. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
 - ア 提出期限： 2017年6月13日（火）から2017年6月14日（水）まで午前10時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時15分を除く）
 - イ 提出場所： 上記 4. に同じ
 - ウ 書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、2017年6月15日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

10. 入札説明書等に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式 2、商号または名称、担当者名及び担当者の連絡先を必ず記載してください）により提出して下さい。
 - ア 提出期間：2017年5月29日（月）から2017年6月5日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時15分を除く）
 - イ 提出場所：上記 4 に同じ
 - ウ 提出方法：書面をファックスにて提出してください。
- (2) 上記 (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - ア 2017年6月7日（水）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。
<http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2017.html>
 - イ 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

11. 辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式 3）を提出してください。

ア 提出期限：2017 年 6 月 15 日（木）午後 5 時

イ 提出場所：上記 4 に同じ

ウ 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参または郵送等送付（ただし、アの期限までに必着）により行うこととします。

(2) 上記（1）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

12. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2017 年 6 月 16 日（金）午前 11 時 30 分

(2) 場所：東京都渋谷区西原2丁目49番5号

独立行政法人 国際協力機構

東京国際センター セミナールーム405

(3) 入札会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。2 階（正面玄関がある階です）のロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

(4) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。

(5) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア. 競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ. 委任状 1 通（様式 4。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

ウ. 入札書 3 通（様式 5）

エ. 入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

(6) 再入札：16. に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

13. 入札者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。失格となった者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

(1) 競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に間に合わなかった者は失格とし、入札会（入札執行）に参加できません。

(4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。

- (5) 職員の職務執行を妨害して入札を行ったとき。
- (6) 他者の競争参加を妨害したとき。
- (7) 機構の指示に従わなかったとき。

14. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
- (3) 入札価格は、万円単位とします。万円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、万円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等を除いた金額）をもって行います。
- (5) 落札決定に当たっては、落札者が課税事業者である場合、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税額により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (7) 入札保証金は免除します。

15. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。ただし、再入札がある場合には、入札可とします。

- (1) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
- (2) 入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
- (3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
- (4) 条件が付されているとき。
- (5) 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

16. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

各入札会参加者は競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。

・参加者は1名とします。同行者の参加は認めません。

イ. 入札書の投入

各参加者は、様式集書式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

ウ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

エ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

カ. 落札業者の発表等

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。

キ. 再度入札（再入札）

全ての入札価格が予定価格を超えた場合は不調となり、その場合には再入札を行います。（再入札を行う際は、休憩を挟む場合があります。）

再入札に対する応札は、代表権を有する者若しくは代表権を有する者から適切な委任状をもって委任された代理人により実施されなければなりません。

再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞			退			円
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

17. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

18. 見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。
- (2) 「第3 契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第3 契約書（案）」を参照してください。

19. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表す

ることが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ① 工事又は製造の請負の場合、250万円
- ② 財産の買入れの場合、160万円
- ③ 物件の借入れの場合、80万円
- ④ 上記以外の場合、100万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約について

ては 93 日以内) に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

20. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
- (4) 国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)
 - 「調達情報」
 - 「調達ガイドライン・様式」
 - 「規程」
 - 「一般契約事務取扱細則」(<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>)
- (5) 機構が貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

以 上

第2 仕様書

1. 製品名 : 灯油
(搬送、貯蔵地下タンクに納入、手間等を含むものとする。)
2. 購入予定量 : 20, 000ℓ
(1回に10, 000ℓを2回納入)
注) 予定量は過去の実績を参考としているが、
灯油の使用量によって変更することがある。
3. 規 格 : JIS K2203の1号灯油(白灯油)

詳細仕様

- ①引火点 40℃以上
 - ②硫黄分 0. 008 質量%以下
 - ③色+25 以上(透明度=セーボルト色)
 - ④95%留出温度 270℃以下
 - ⑤煙点 23mm以上(寒冷地向けは21mm以上)
 - ⑥銅板腐食 1以下(50℃で3時間測定法による)
4. 納 期 : 当センターが発注した日から7日以内
納入時間は9:30から17:00の間とすること。
 5. 納入場所 : 東京都渋谷区西原二丁目49番5号
独立行政法人国際協力機構 東京国際センター
 6. 地下貯蔵タンク容量(1基) : 14, 500ℓ
 7. 注意事項
(1) 付近道路が狭く、旋回が難しい為、4トンローリー車での納入が望ましい。
(2) 納入の際は管理会社の立会い指示により、貯蔵地下タンクへ納入すること。
(3) 請求の際は、納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状を添付すること。
(4) ローリーの場内の走行は、最徐行をして事故防止に努めること。
(5) ローリーの燃料ホース(ガンタイプ)から直接給油することはできず、燃料ホースと給油口をジョイントする必要がある。
(6) 本契約期間中の価格変更はできない。原油価格の値動き等による価格変動も考慮した上で価格を提示すること。
 8. 入札書に関する留意事項
入札書に記入する金額は、灯油で20, 000リットル(契約期間中の調達予定数量)の総価とすること。

第3 契約書(案)

単価契約書(案)

1. 物品名 2017年度第2四半期東京国際センター灯油調達に係る単価契約
2. 物品名及び仕様 灯油(白灯油)
3. 契約単価 付属書Iのとおり
消費税額等は、外税方式とし、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約単価に100分の8を乗じて得た消費税額及び地方消費税額の合計額である。
4. 契約期間 2017年7月1日から2017年9月30日まで
5. 納入場所 独立行政法人国際協力機構東京国際センター
6. 契約保証金 不要

独立行政法人国際協力機構 東京国際センター 契約担当役 所長 木野本 浩之(以下「発注者」という。)と、 (以下「受注者」という。)とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 受注者は、物品目録に記載する灯油(以下「契約物品」という。)を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

(納品)

第3条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品

書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第4条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品があったときは、その日から起算して10営業日(営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第5条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第6条 契約物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第7条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間、その補修、

引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者受注者協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で納期延長を認めることがある。

3 前項の場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額に対し年(365日とする。)2.8パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。なお、端数計算については前条に準ずるものとする。

(遅延違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴取して、納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年(365日とする。)2.8パーセントの割合を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てる。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した契約物品の一部が第4条の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格した物品の契約金相当額を控除した金額を基礎として計算する。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は第5条による納入が完了したときは請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は当月分の契約物品代金を翌月末日までに、口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。なお、支払日が金融機関の休業日のときは、翌営業日に支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 11 条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第12条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益とする。

(受注者の解除権)

- 第13条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、前条第2項を準用する。

(解除に伴う措置)

第 14 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 15 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者(法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、遅延賠償金を徴取することができる。遅延賠償金の額は、第 9 条第 2 項の規定を準用するものとする。

3 前 2 項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

4 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

5 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(契約の公表)

第 16 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1)前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2)受注者の直近 3 年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3)受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 18 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第 19 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、

各自 1 通を保有するものとする。

2017 年 月 日

発注者

東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人国際協力機構

東京国際センター

契約担当役

所長 木野本 浩之

受注者

付属書 I

1. 製品名 : 灯油
(搬送、貯蔵地下タンクに納入、手間等を含むものとする。)
2. 購入予定量: 20,000ℓ
(1回に 10,000ℓを2回納入)
注)灯油の使用量によって変更することがある。
3. 規 格 : JIS K2203 の1号灯油(白灯油)
4. 納 期 : 当センターが発注した日から7日以内
納入時間は 9:30 から 17:00 の間とすること。
5. 納入場所: 東京都渋谷区西原二丁目49番5号
独立行政法人国際協力機構 東京国際センター
6. 地下貯蔵タンク容量(1基): 14,500ℓ
7. 注意事項
(1)付近道路が狭く、旋回が難しい為、4トンローリー車での納入が望ましい。
(2)納入の際は管理会社の立会い指示により、貯蔵地下タンクへ納入すること。
(3)請求の際は、納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状を添付すること。
(4)ローリーの場内の走行は、最徐行をして事故防止に努めること。
(5)ローリーの燃料ホース(ガンタイプ)から直接給油することはできず、燃料ホースと給油口をジョイントする必要がある。
(6)受注者は、発注者に対して本契約期間中に価格変更の要求を行わない。

内 訳 書

物品名	仕様	単価(円/ℓ)	備考
灯油	白灯油(JIS K2203 1号灯油)		税抜き単価